

令和3年度 監査基本方針

監査等の実施にあたっては、監査基準に基づき、市の事務の管理及び執行等が法令及び予算等に基づいて適正に行われているかに留意し、単に不正、違法の指摘にとどまらず、積極的、指導的な監査を実施し、行政に対する市民の信頼を高めるよう努める。

監査等を効率的かつ効果的に実施するため、別紙の実施計画に基づき監査業務を執行する。

1 定期監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ適正で、最少の経費で最大の効果が挙げられているか、組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

監査の対象は原則として課単位とし、概ね毎会計年度に1度のサイクルで監査を実施する。

特に、歳入については、調定の時期及び収入未済事由は適正か、歳出については、委託料・使用料及び賃借料・工事請負費等の契約の手続き及び支出負担行為の時期は適正か、予算の流用及び予備費充用は正当な理由によるものか、補助金等の交付目的に対する事業の効果は十分か等を監査する。

2 随時（工事）監査

随時監査の一環として、土木・建築等の工事の執行に関し、設計・施工面で効果的、合理的かつ適正に執行されているかを監査する。

3 財政援助団体等監査

財政的な援助を受けた団体の補助金等に対する一連の手続き（申請、決定、交付、受領）、金額、補助条件、成果等は適正であるか、実績報告書等の提出は適宜行われているか、継続的財政援助を受けた団体の事業が目的に沿って適切かつ効果的に執行されているかを監査する。

また、市有施設の管理を行わせている指定管理者についても、同様とする。

4 決算審査及び基金運用状況審査

決算審査は、決算その他関係諸表における計数が正確であるか、予算執行及び事業の経営が適正かつ効率的に実施されているかを審査する。

基金運用状況審査は、基金の運用状況を示す資料における計数が正確であるか、基金が確実かつ効率的に運用されているかを審査する。

5 例月出納検査

毎月の出納事務処理が適法かつ正確に行われているかどうかを主眼として実施する。その内容は各種の検査資料により、計数確認を行うとともに、事務処理の妥当性、正確性、現金預金等の管理が確実に行われているかを検査する。

6 健全化判断比率等の審査

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政が健全に運営されているかどうかの視点に立ち、健全化判断比率及び資金不足比率が法令等に基づき、正確に算定されているか、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した資料が適正に作成されているかどうかを審査する。